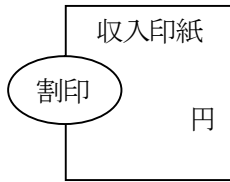


警備業務委託契約書（案）

- 第1条 契約の内容
- 第2条 適正な履行と報告及び検査
- 第3条 代金の支払方法
- 第4条 損害の賠償
- 第5条 経費の負担
- 第6条 履行遅滞
- 第7条 設計図書の変更
- 第8条 権利義務の譲渡等
- 第9条 一括委任又は一括下請負の禁止
- 第10条 下請負人の通知
- 第11条 労働関係法規の遵守
- 第12条 安全衛生の確保等
- 第13条 監督員
- 第14条 警備員の名簿等
- 第15条 臨機の措置
- 第16条 使用承認申請書の提出等
- 第17条 第三者損害
- 第18条 報告義務
- 第19条 秘密の保持等
- 第20条 個人情報の保護
- 第21条 業務調査への協力
- 第22条 暴力団等排除に係る解除
- 第23条 暴力団等からの不当介入の排除
- 第24条 談合その他不正行為による解除
- 第25条 賠償の予約
- 第26条 賠償金等の徴収
- 第27条 発注者の解除権
- 第28条 受注者の解除権
- 第29条 契約の解除
- 第30条 解除に伴う措置
- 第31条 予算の削減等による解約又は変更
- 第32条 契約の効力の遡及
- 第33条 訴訟の提起
- 第34条 協議事項等



〇〇公園 警備業務 委託契約書 (案)

公益財団法人神奈川県公園協会 理事長 横溝 博之 (以下「発注者」という。) と社名、及び代表者役職、氏名 (以下「受注者」という。) との間に、次のとおり契約を締結する。

(契約の内容)

第1条 この契約の内容は次のとおりとする。

- (1) 契約の目的 令和〇年度 都市公園管理運営事業 〇〇公園 〇〇警備業務委託
- (2) 業務の内容 〇〇公園 〇〇警備業務委託特記仕様書のとおり
- (3) 契約期間 令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで
- (4) 契約金額 ¥〇,〇〇〇,〇〇〇-
(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 ¥〇〇,〇〇〇-)
- (5) 代金支払場所 公益財団法人神奈川県公園協会指定金融機関

(適正な履行と報告及び検査)

第2条 受注者は、業務の本旨に従い善良なる管理者の注意義務をもって誠実に履行しなければならない。

- 2 受注者は、仕様書に定める警備実施日ごとに報告書を提出し、発注者の指定する職員の検査を受けなければならない。
- 3 受注者は、前項のほか発注者に報告することとされている事項については、速やかに報告しなければならない。

(代金の支払方法)

第3条 受注者は、前条の検査に合格したときは、別添支払内訳書に基づき、月ごとの委託料を翌月に発注者に請求することができる。

- 2 発注者は、毎月、受注者から適法な支払い請求書を受領したときは、速やかに委託料を支払うものとする。ただし、受注者の都合により代金の受領が遅れても、発注者は第6条に定める違約金支払の責めを負わないものとする。

(損害の賠償)

第4条 受注者は、業務の実施にあたり受注者の責に帰すべき理由により発注者の建物、付帯設備、工作物及びその他の物品に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(経費の負担)

第5条 業務に使用する電気、水道等に係る経費の負担は発注者の負担とする。

- 2 受注者は、電気、水道等の使用にあたっては、極力節約するとともに、効率的に使用しなければならない。
- 3 受注者は、業務の実施にあたり、従業員控え室を必要とする場合は発注者の指定する場所を使用するものとする。

(履行遅滞)

第6条 受注者は、第1条第2号に規定する委託業務を契約期間内に履行することができないと

きは、発注者が災害その他やむを得ない理由があると認めるときを除き、遅滞日数1日につき当該業務に係る契約金額に遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率で計算した額（以下、「遅延利息」という。）の違約金を発注者に支払わなければならない。

（設計図書の変更）

第7条 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者及び受注者が協議し、必要があると認められるときは施行期間若しくは契約代金額を変更について定める。

（権利義務の譲渡等）

第8条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（一括委任又は一括下請負の禁止）

第9条 受注者は、業務の全部若しくはその主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

（下請負人の通知）

第10条 発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

（労働関係法規の遵守）

第11条 受注者は、従事者の賃金、労働時間、休暇など適正な労働条件を確保するため、労働基準法（昭和22年法律第49号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）などの労働関係法規を遵守しなければならない。

2 受注者は、発注者が求める場合は労働関係法規の遵守状況を説明しなければならない。また、発注者は、受注者に対し、必要に応じ労働関係法規の遵守状況報告書の提出を求めることができる。

3 受注者は、労働関係法規について、監督官庁から指導や行政処分を受け、又は、罰則の対象となったときは速やかに発注者に報告しなければならない。

（安全衛生の確保等）

第12条 発注者及び受注者は、業務の実施にあたり、人身上の災害、財産上の災害を防止するため、万全の措置を講じるものとする。

2 受注者は、労働基準法、労働安全衛生法等関係諸法令、基準等を遵守し災害防止に万全を期すると共に、安全衛生管理体制を確立し自主的に災害防止活動を推進するものとする。

3 受注者は、受注者の労働者の災害について、労働基準法第87条2項に定める使用者として補償を引き受ける。

4 一人親方等、労働者災害補償保険適用外となる者が、当業務に係る場合は必ず特別加入の労災に加入すること。

（監督員）

第13条 発注者は、監督員を置いたときは、書面をもってその氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく発注者の権限とされる事

項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書で定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

- (1) 契約の履行についての受注者又は受注者の従業員に対する指示、承諾又は協議
 - (2) 設計図書に基づく業務の施行のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾
 - (3) 設計図書に基づく作業内容・数量（契約額の変更が伴う数量の変更は除く）、工程の管理、立会い、業務の施行状況の検査又は工事等材料の試験若しくは検査（確認を含む。）
- 3 前項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として書面により行わなければならない。
 - 4 発注者が監督員を置いたときは、この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。
 - 5 発注者が監督員を置かないときは、この約款に定める監督員の権限は、発注者に帰属する。

（警備員の名簿等）

第14条 この委託業務に従事する受注者の職員（以下「職員」という。）は、警備業法（昭和47年法律第117号）第14条に規定する警備員の制限及び同法第15条に規定する警備業務実施の基本原則を厳守しなければならない。

- 2 受注者は、この委託業務の実施にあたり、警備責任者を定めるとともに従事する警備員の氏名、年齢、住所、経験等を記入した名簿等を事前に提出しなければならない。
- 3 受注者は、前2項について変更があったときは、速やかに発注者に報告しなければならない。

（臨機の措置）

第15条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。
- 3 監督員は、災害防止その他業務の施行上特に必要があると認めるときは、受注者に臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲内において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

（使用承認申請書の提出等）

第16条 受注者は、委託業務を実施するにあたり、発注者の所有、又は占有に係る物を使用する場合には、書面により発注者の承認を得なければならない。

- 2 前項の規定に基づいて、受注者が発注者の所有、又は占有に係る物を使用する場合には、受注者は、善良なる管理者の注意をもってこれを管理しなければならない。
- 3 前項の場合において、発注者の責に帰すべき事由による場合を除くほか、発注者の所有に係る物に損害を及ぼした場合には、受注者はこれを賠償しなければならない。

（第三者損害）

第17条 受注者は、業務遂行にあたり、第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち、発注者の責に帰すべき事由により生じたものについては、発注者がそれを負担するものとする。

(報告義務)

第 18 条 受注者は、本契約の履行上、又は完了に影響を及ぼす重要な事情の変更が生じたときは、直ちに発注者に報告し、発注者と受注者とが協議するものとする。

(秘密の保持等)

第 19 条 受注者は、委託業務の実施にあたり、受注者及び受注者の委託を受けた従業員を委託業務の実施現場に立ち入らせる場合には、必ず身分証明書を携行させるものとする。

2 受注者は、本契約の履行に際し知り得た発注者の業務上の秘密を第三者に漏らしてはならない。また、この契約の終了後においても同様とする。

(個人情報の保護)

第 20 条 受注者は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護のため、公益財団法人神奈川県公園協会個人情報保護規程に掲げる事項を遵守しなければならない。

(業務調査への協力)

第 21 条 発注者が、この契約に係る発注者の予算執行の適正を期するため必要があると認めた場合は、発注者は、受注者に対し、受注者における当該契約の処理状況に関する調査への協力を要請することができる。

2 受注者は、前項の要請があった場合には、特別の理由がない限り要請に応じるものとし、この契約終了後も、終了日の属する発注者の会計年度から 6 会計年度の間は、同様とする。

(暴力団等排除に係る解除)

第 22 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

(1) 受注者が個人である場合には、その者が、神奈川県暴力団排除条例（令和 22 年神奈川県条例第 75 号。以下、本条及び次条において、「条例」という。）第 2 条第 4 号に定める暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められたとき、又は、法人等（法人又は団体をいう。）が、条例第 2 条第 5 号に定める暴力団経営支配法人等と認められたとき。

(2) 受注者が、条例第 23 条第 1 項に違反したと認められたとき。

(3) 受注者が、条例第 23 条第 2 項に違反したと認められたとき。

(4) 受注者及び役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人等である場合には役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有する者と認められる者を含む。）又は支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者をいう。）が、暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき。

2 前項の規定により、発注者が契約を解除した場合においては、受注者は、契約金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第 23 条 受注者は、契約の履行に当たって、条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は暴力団員等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく発注者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜

査上の必要な協力をしなければならない。

- 2 受注者は、不当介入を受けたことにより、履行期限に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と履行期限に関する協議を行わなければならない。
- 3 受注者は、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。
- 4 受注者は、不当介入による被害により履行期限に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と履行期限に関する協議を行わなければならない。

(談合その他不正行為による解除)

第 24 条 この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、発注者は契約を解除することができる。

- (1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対して行う同法第 7 条第 1 項又は第 2 項の規定による命令（これらの命令がされなかった場合にあつては、同法第 7 条の 2 第 1 項の規定による命令）又は同法第 66 条第 4 項の規定による審決が確定したとき。
 - (2) 受注者を構成事業者とする事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 項第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が当該事業者団体に対して行う同法第 8 条の 2 第 1 項の規定による命令若しくは同条第 2 項において準用する同法第 7 条第 2 項の規定による命令に（これらの命令がされなかった場合にあつては、同法第 8 条の 3 において準用する同法第 7 条の 2 第 1 項の規定による命令（受注者に対してされたものに限る。））又は同法第 66 条第 4 項の規定による審決が確定したとき。
 - (3) 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。）に関して刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは同法第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑が確定したとき。
- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、受注者に損害が生じてもその責を負わないものとする。

(賠償の予約)

第 25 条 受注者は、前条第 1 項各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わずに、賠償金として、契約金額の 100 分の 15 に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この契約終了後においても同様とする。ただし、発注者が特に必要と認める場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(賠償金等の徴収)

第 26 条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金、又は違約金（以下「賠償金等」という。）を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は賠償金等の額に、賠償金等の額につき発注者の指定する期間を経過した日から賠償金等が納付された日までの日数に応じ遅延利息を加えた額を徴収する。

- 2 契約金が未払いの場合にあつては、賠償金等及び契約金支払日までに遅延利息がある場合はその遅延利息を、発注者が支払うべき契約金額から控除して徴収する。なお、控除して徴収した額に不足があるときは、その不足額を、発注者は別途徴収する。

(発注者の解除権)

第 27 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部、又は一部を解除できるものとし、このために受注者に損害が生じてもその責を負わないものとする。

- (1) 受注者の責に帰すべき事由により契約期間内に委託業務を完了する見込みがないとき、又はその他契約条項に違反し、この契約の目的を達成することができないとき。
- (2) 許可、免許、登録、又は各種の資格が必要な委託業務については、その許可等が取り消され又は抹消されたとき。
- (3) 第 2 条の規定に基づく検査に不合格となり、発注者の再度の検査においても、不合格となったとき。
- (4) 第 28 条第 1 項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

2 前項の規定により、発注者が契約を解除した場合においては、受注者は、請負代金の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(受注者の解除権)

第 28 条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるものとし、このために発注者に損害が生じてもその責を負わないものとする。

- (1) 仕様書等の大幅な変更により、契約の目的を達成することができないとき。
- (2) 発注者の責に帰すべき事由により契約を履行することができないとき。

2 受注者は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

(契約の解除)

第 29 条 発注者は、業務が完了するまでの間、必要があるときは、第 27 条第 1 項の規定によるほか、必用があるときは契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定により契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(解除に伴う措置)

第 30 条 契約が解除された場合において、発注者は、受注者が既に業務を完了した部分に相応する業務委託料（以下本条において「既履行部分委託料」という）を受注者に支払わなければならない。

2 前項の既履行部分委託料は、発注者及び受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(予算の削減等による解約又は変更)

第 31 条 契約締結年度の翌年度以降の発注者の予算について、削減又は削除があったときは、発注者は、この契約を解約し、又は変更することができる。この場合において受注者は、発注者に対して損害賠償を請求することができない。

(契約の効力の遡及)

第 32 条 この契約書への発注者と受注者の記名押印日が契約書第 1 条に定める契約期間の開始日より後の日である場合にあっても、本契約の効力は契約期間の開始日から生じるものとする。

(訴訟の提起)

第 33 条 この契約に関する訴訟の提起は、発注者の所在地を所管する裁判所に行うものとする。

(協議事項等)

第 34 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、公益財団法人神奈川県公園協会諸規程に基づくほか発注者と受注者とが協議して決定するものとする。

この契約に締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、発注者と受注者との両者記名押印のうえ、各自その 1 通を所持するものとする。

令和〇〇年〇月〇日

発注者 横浜市中区扇町三丁目 8 番地 8
公益財団法人神奈川県公園協会
理事長 横 溝 博 之 印

受注者 〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号
〇〇〇〇株式会社
代表取締役 〇 〇 〇 〇 印